

第1部 子ども・若者の現状

第1章 子ども・若者の成育環境

○子ども・若者人口

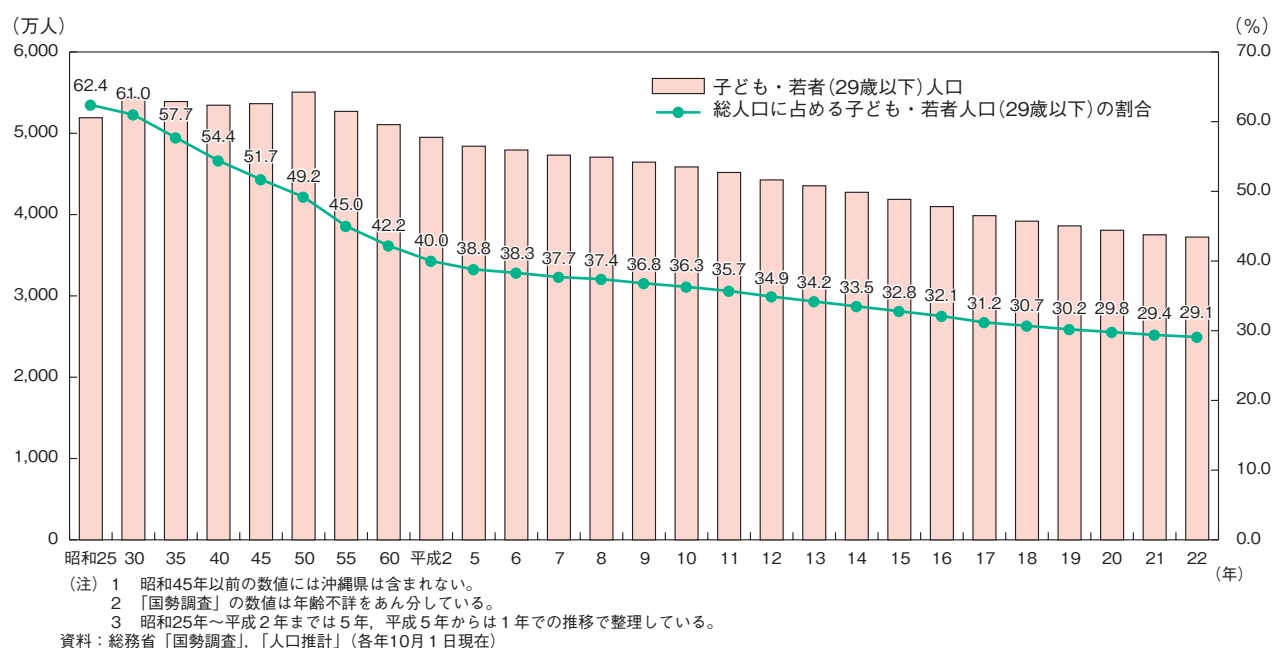
子ども・若者人口及び総人口に占めるその割合は、昭和50年以降ほぼ一貫して減少。

平成22年10月1日現在の我が国の総人口は1億2806万人。

このうち、「子ども・若者ビジョン」（平成22年7月決定）でいう子ども・若者（0～29歳）の人口は3723万2000人で、総人口の29.1%。

子ども・若者人口の推移をみると、昭和50年以降ほぼ一貫して減少。

図表1 子ども・若者人口及び総人口に占める子ども・若者人口の割合の推移



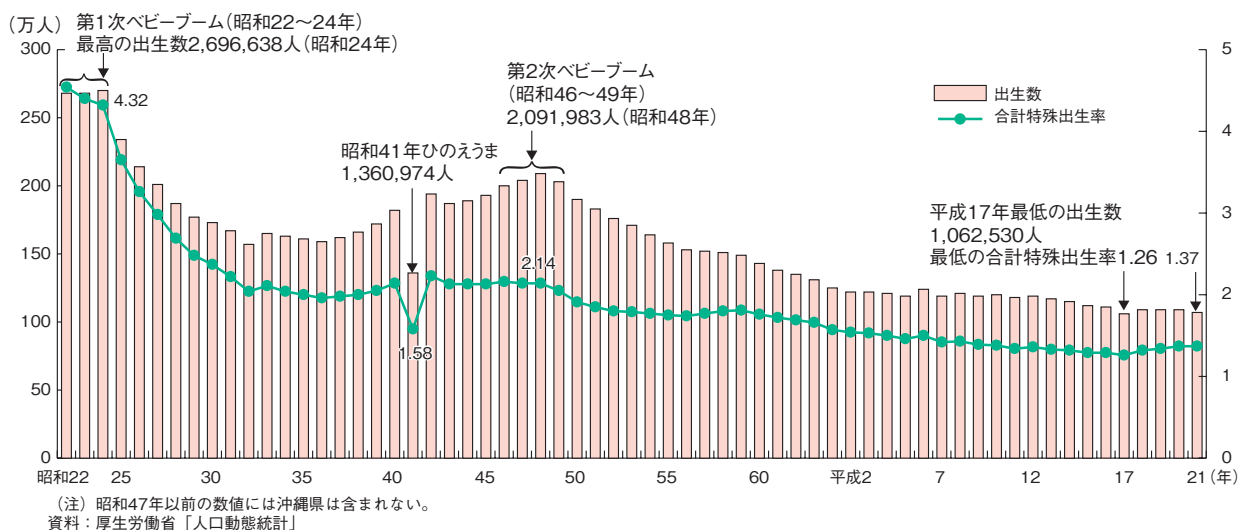
○出生・婚姻

出生数は、近年増減を繰り返している。合計特殊出生率は、前年と同率。

出生数は、平成3年からは増減を繰り返していたが、平成13年以降は5年連続で減少。平成18年からは再び増減を繰り返しており、平成21年は前年から減少し、107万35人。

合計特殊出生率は、昭和50年代からは低下傾向が続いていたが、平成18年からは3年連続上昇し、平成21年は前年と同率の1.37。

図表2 出生数及び合計特殊出生率の年次推移

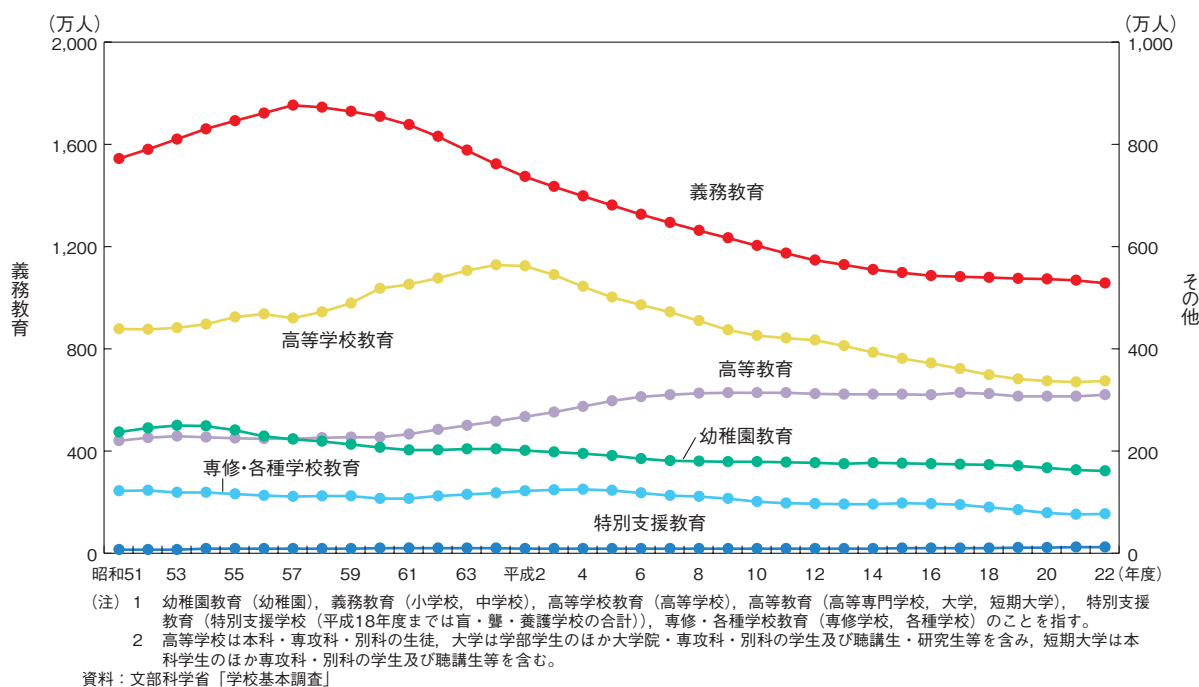


○学校教育人口

義務教育課程の児童生徒数は、昭和57年度をピークに減少。

義務教育課程の児童生徒数は、昭和57年度をピークに減少し続けており、平成22年度は1056万6000人。高等学校教育課程の生徒数は、平成元年度に過去最高となったが、その後は減少し続けており、平成22年度は337万8000人。高等教育課程（高等専門学校、短期大学及び大学）の学生数は、昭和60年度以降増加し続けたが、平成11年度以降減少傾向になり、平成22年度は310万2000人。

図表3 教育種別在学者数の推移



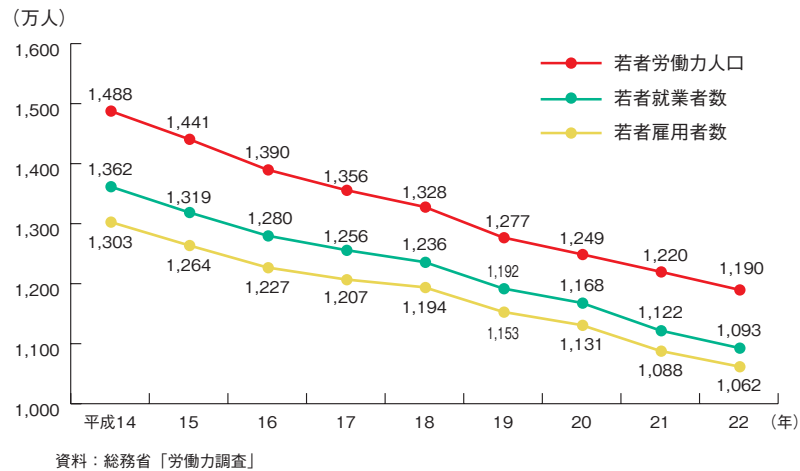
第2章 子ども・若者の社会生活

○若者の労働（概況）

若者の労働力人口は、一貫して減少。

平成22年（年平均）の15～29歳の子ども・若者人口は2023万人で、このうち1190万人（58.8%）が労働力人口（15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたもの）。

図表4 若者労働力人口等の推移

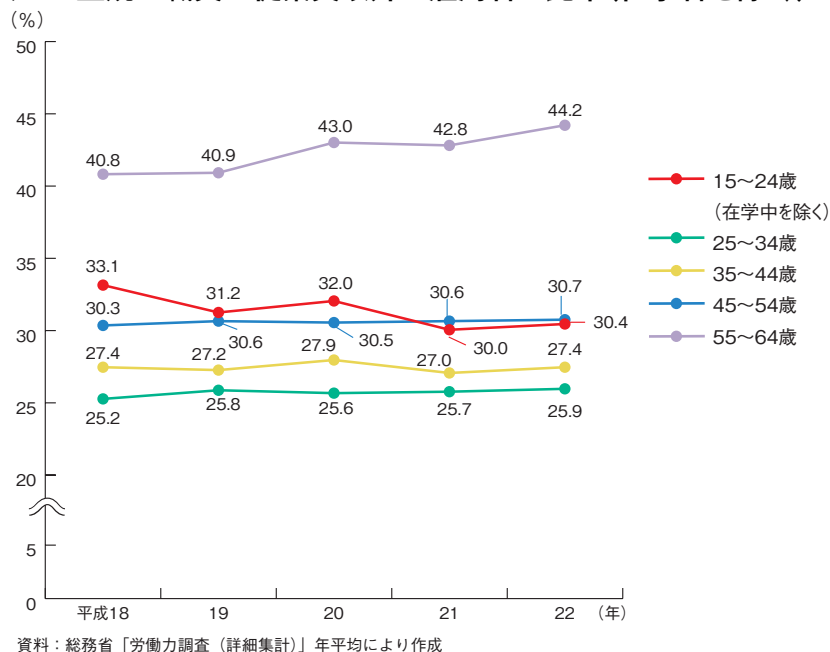


○正規の職員・従業員以外の雇用者比率（在学者を除く）

15～24歳（在学中を除く）の正規の職員・従業員以外の雇用者比率は、30.4%。

若者について、雇用者（役員を除く）に占める正規の職員・従業員以外の雇用者の比率をみると、15～24歳（在学中を除く）では、平成22年は30.4%となっている。

図表5 正規の職員・従業員以外の雇用者の比率（在学者を除く）の推移

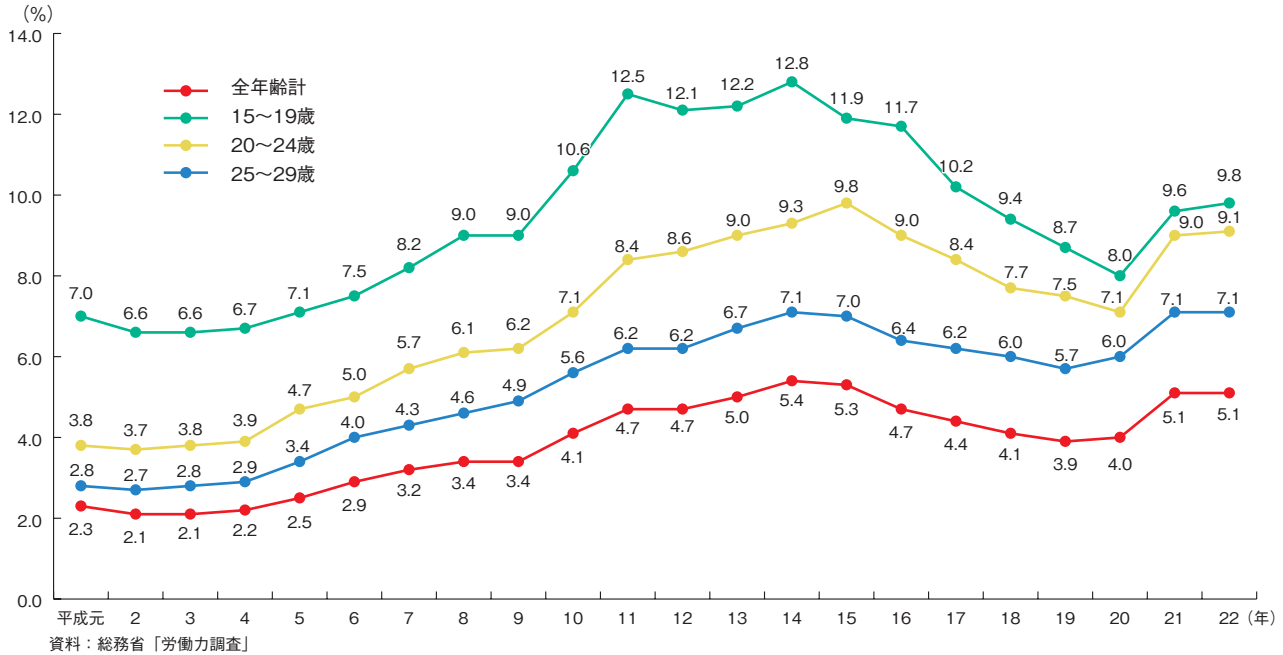


○若者の失業状況

若者失業率は全年齢計との比較では、常に高い状態。

若者失業率は平成10年及び11年に急激に上昇した後、平成15年以降低下、平成21年に景気後退の影響から大幅に上昇した。全年齢計との比較では、常に高い状態。

図表6 若者失業率の推移

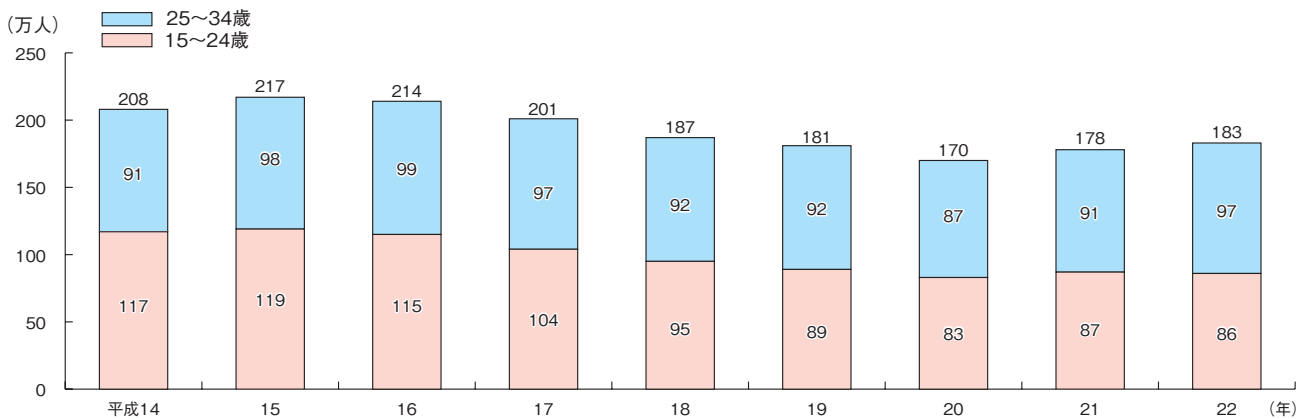


○フリーターの状況

フリーターの人数は、2年連続の増加。

フリーターの人数は、平成15年の217万人をピークに減少が続いていたが、平成21年に増加に転じ、平成22年は183万人と2年連続の増加。年齢階級別にみると、15～24歳が86万人と前年に比べて1万人減少、2年ぶりの減少となった。25～34歳は97万人と、6万人増加し、2年連続の増加。

図表7 フリーターの人数の推移



(注) フリーターを15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、①雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、③非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者としている。

資料：総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」

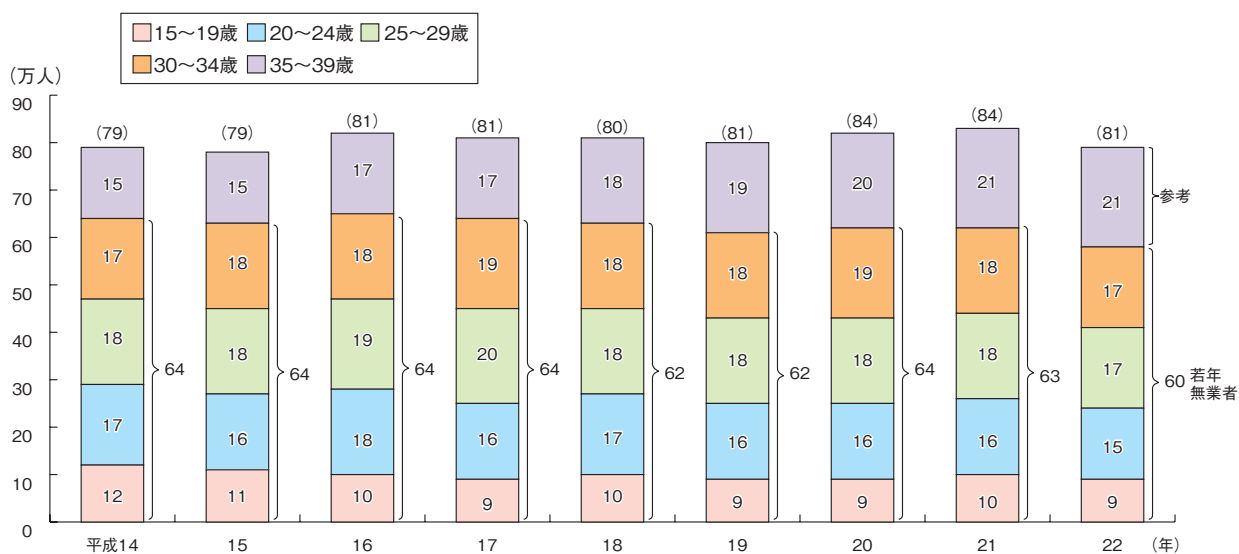
○若年無業者の状況

若年無業者の数は、前年より減少。

若年無業者（15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者）の数は、平成22年には60万人となり、前年より3万人（4.8%）減少した。内訳としては、15～19歳が9万人、20～24歳が15万人、25～29歳が17万人、30～34歳が17万人である。若年無業者（15～34歳）がピーク時の64万人と比べて4万人（6.3%）減少している。

なお、参考までに、35～39歳の無業者についてみると、平成22年に21万人となり、近年、緩やかな増加傾向にある。

図表8 若年無業者数の推移



(注) 1 若年無業者については15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者として集計（グラフでは、参考として、35～39歳について記載した。）。
 2 15～34歳計は、「15～24歳計」と「25～34歳計」の合計。15～39歳計は「15～24歳計」、「25～34歳計」及び「35～39歳」の合計。
 「15～24歳計」、「25～34歳計」それぞれの内訳については、千人単位を四捨五入しているため合計と合わない。
 資料：総務省統計局「労働力調査」

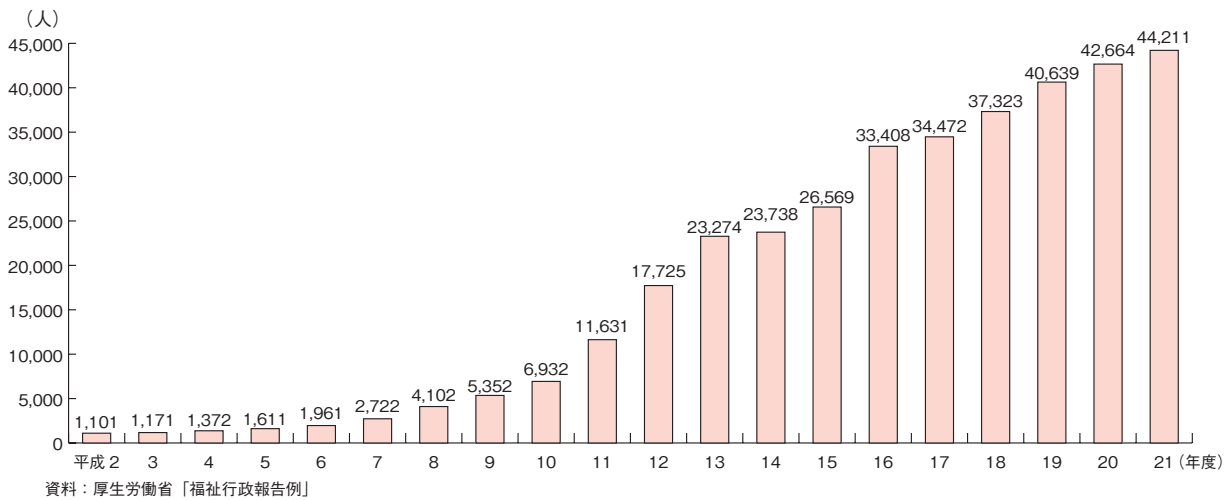
第3章 子ども・若者の安全と問題行動

○児童虐待に関する相談対応件数

児童虐待に関する相談対応件数は、年々増加。

児童相談所における児童虐待相談の対応件数は、4万4211件（前年比3.6%増）。

図表9 児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数の推移



○児童虐待に関する相談の内容

身体的虐待が最も多く、以下ネグレクト、心理的虐待の順になっている。

虐待の内容では、平成21年度は身体的虐待が39.3%と最も多く、次いでネグレクトが34.3%、心理的虐待23.3%となっている。

図表10 児童相談所における児童虐待に関する相談の内容別件数

(単位：件)

区分	総数	身体的虐待	保護の怠慢ないし拒否 (ネグレクト)	性的虐待	心理的虐待
平成21年度	<100%> 44,211	<39.3%> 17,371	<34.3%> 15,185	<3.1%> 1,350	<23.3%> 10,305

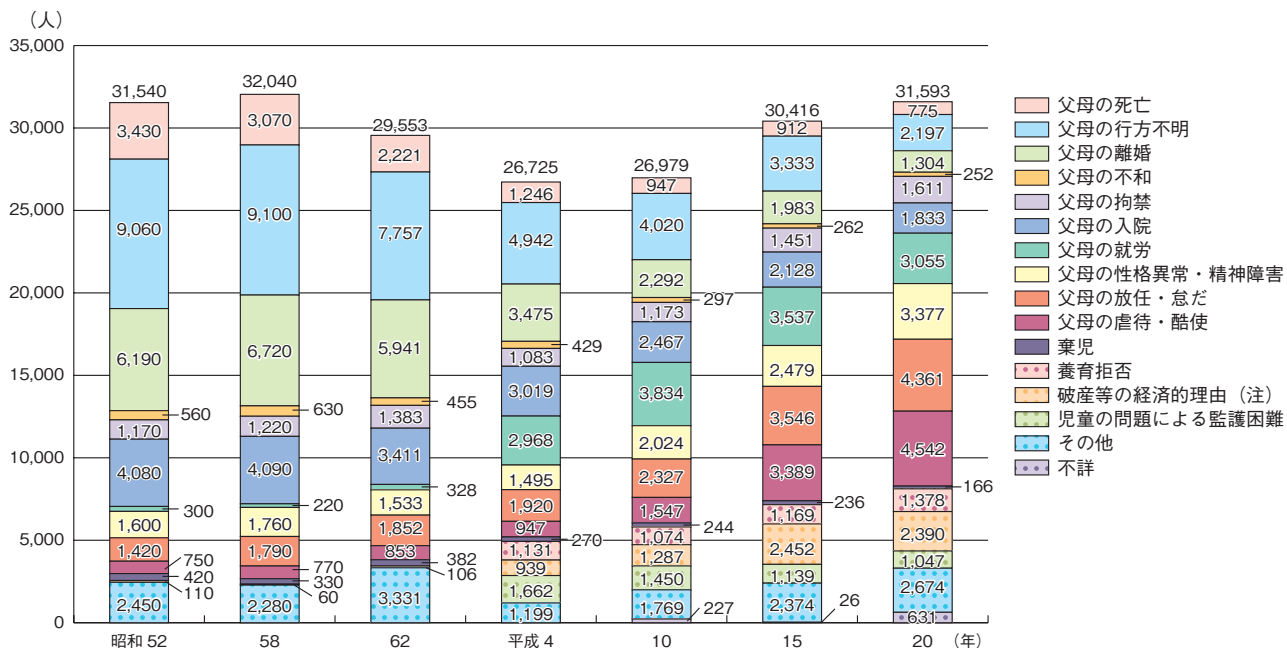
資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

○養護問題発生理由別児童数

児童養護施設への入所理由については、「父母の虐待・酷使」及び「父母の放任・怠だ」が近年増加している。

児童養護施設への入所理由については、「父母の虐待・酷使」4542件（14.4％・平成10年比2.9倍）、「父母の放任・怠だ」4361件（13.8％・平成10年比1.9倍）が近年多くなっている。一方、父母の離婚や行方不明は大きく減少している。

図表11 養護問題発生理由別児童数（児童養護施設）



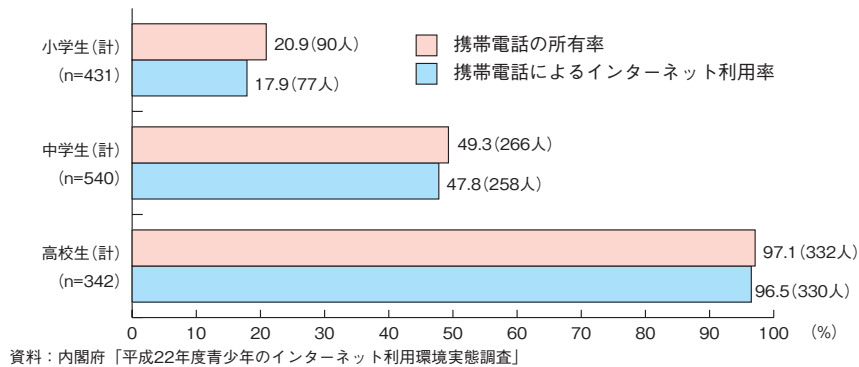
（注）調査時点により、項目の表記が異なる場合もある。S52～S62の調査項目では、「季節的就労」と表記している。
資料：S52～H4は「養護児童等実態調査結果」、H10は「養護施設入所児童等調査結果」、H15及びH20は「児童養護施設入所児童等調査結果」

○子ども・若者のインターネット利用状況等

高校生のほとんどが携帯電話等を所有し、インターネットを利用。

内閣府では、青少年（満10～17歳）及びその保護者を対象に、青少年のインターネットの利用状況やフィルタリングの普及状況等について、平成22年9月に調査（青少年のインターネット利用環境実態調査）。PHSを含む携帯電話等の所有率は、小学生で20.9%、中学生で49.3%、高校生で97.1%。携帯電話等を使用したインターネットの利用率は、小学生で17.9%、中学生で47.8%、高校生で96.5%。携帯電話等を所有する青少年の多くがインターネットを利用。

図表12 青少年の携帯電話等の所有率とインターネット利用率（%）

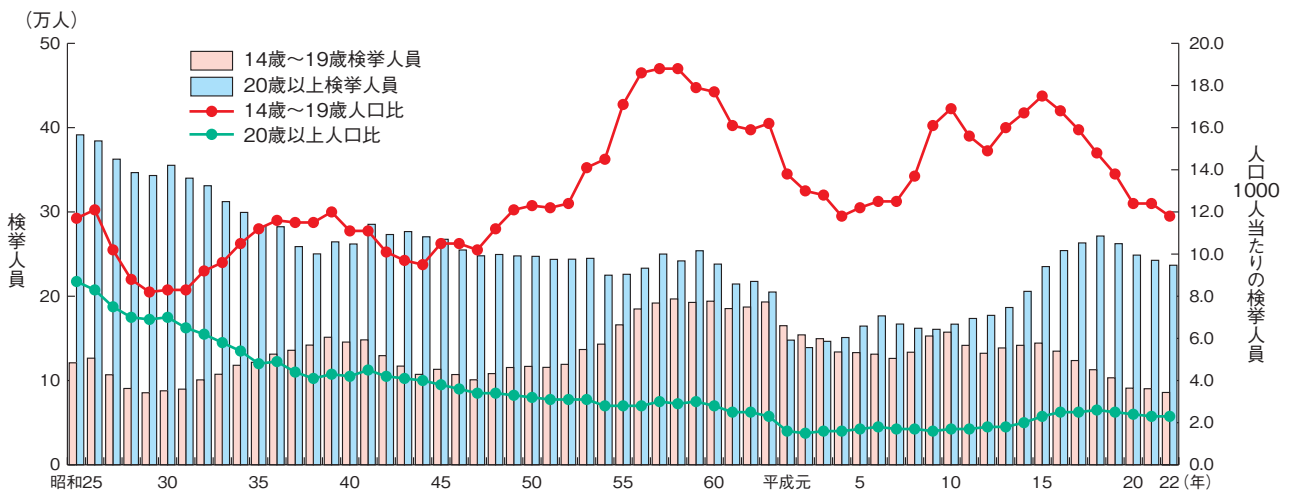


○刑法犯少年

刑法犯少年の検挙人員は、近年減少傾向にある。

平成22年の刑法犯少年は、8万5846人（前年比4436人（4.9%）減）、刑法犯少年の人口比（同年齢層の人口1000人当たりの検挙人員をいう。）は11.8（前年比0.6%減）であり、成人と比較して人口比で5.1倍となっている。

図表13 刑法犯少年の検挙人員、人口比の推移



(注) 1 検挙人員とは、交通業過を除く刑法犯（ただし、昭和40年以前は盗品等に関する罪、住居侵入罪を除く。）で検挙した者をいう。
 2 人口比とは、14歳から19歳までの少年人口、20歳以上人口それぞれ1,000人当たりの検挙人員をいう。
 3 検挙人員には、未遂・予備を含む。

資料：警察庁調べ